

新貿易為替辭典

東京銀行調查部編

至誠堂

新貿易為替辭典

東京銀行調查部編

至誠堂

新貿易為替辞典

昭和52年9月10日 第1刷発行

編者 東京銀行調査部

発行者 出 光 宏

発行所 東京都千代田区 株式 至 誠 堂
神田紺屋町16 会社

電話東京 (256)8121 振替東京 7-97579 郵便番号 101

検印廃止 © 1977

太平印刷社／山田製本
0533-770803-3012

序

昭和22年に東京銀行が、横浜正金銀行の国内資産・負債を引き継いで誕生してから、本年はちょうど30周年となる。この間、東京銀行は、長年にわたる外国為替、国際金融の経験と知識をいかながら、激動する内外の情勢に対応すべく努力をかさね、今日に至っている。このほど30周年の記念行事の一つとして「貿易為替辞典」の全面改訂を試みることにしたのも、当行の国際金融分野における責務の一端と考えたからに他ならない。

そもそも、本辞典の前身である「貿易為替用語辞典」が、はじめて刊行されたのは昭和25年であったが、その頃は戦後はじめて民間の外国貿易が再開された直後のことであった。こうした意味で本辞典も戦後日本経済の発展の歴史とともに30年近い歩みをつづけてきたといえることができるのであり、誠に感慨深いものがある。

本辞典は、「貿易為替」と銘打っているが、広く国際経済問題などについて日常見聞するような用語も収録されている。また、貿易・為替金融に関連する金融、証券、商事、海運、保険、関税等の諸分野からも、用語を拾い集めたが、それらはいずれも一般性のあるものととどめ、きわめて特殊な用語は割愛した。

叙述はなるべく懇切丁寧におこなうように心がけたので、むしろ「事典」に近い内容のものとなった。

本辞典の編集は調査部が担当したが、執筆はそれぞれの内容に応じて、調査部、為替部、貿易投資相談所が分担し、記載に当っては関係各部の手をわずらわせた。しかしながら、なにぶんにも多忙な行務の余暇をさいて執筆、編集に当たったものであり、不備の点については、今後各方面のご指導とご叱正を仰ぎ訂正・補完していくこととしたい。

世界の貿易と為替が大きな転換の時期を迎えようとしている今日、本辞典が、この分野に関心を寄せられるすべての方々の好伴侶となりうれば、幸いである。

なお、本辞典の執筆・編集について寄せられた東京銀行内外のご理解とご協力、ならびに出版・印刷に当ってなみなみならぬご努力を払われた至誠堂および太平印刷社の方々に厚くお礼申し上げたい。

昭和52年 8 月

東京銀行調査部長
武 貞 岩 夫

凡 例

1 **項目選択の基準** 見出し項目は、貿易・為替の理論と実務における専門用語を中心に、政治・経済・社会関係の用語で、貿易・為替に関連のあるものを選択した。

2 **見出し項目の順序** 項目の配列は五十音順(アイウエオ順)である。

3 **索引について** 索引は邦文(五十音順)と欧文(アルファベット順)の二つからなっている。欧文索引には、原語ではもちろん略語でも引けるよう、原語・略語とも含めた。

4 **見出し語の表記** 用語の表記は、貿易・為替界の慣用に従ったため、用語によって正式名称、略称、欧文原語、欧文略語、そのカナ読み、訳語などが見出し語となった。

〔例〕 **NATO** North Atlantic Treaty Organization

ガット GATT; General Agreement on Tariffs and Trade

国際通貨基金 IMF; International Monetary Fund

5 **→印について** 各項目の文末に、その項目全体に関連のある用語(ただし、本辞典中で見出し語となっているもの)をカッコ内にかかげ、→印を付した。

〔例〕……承認書となるわけである。(→輸入承認)

6 **見出し項目の欧文について** 訳語や欧文カナ読みが見出し語となっている場合には、原語を付した。そのほか、邦文用語にみあう外国語が一般に使用されており、それが慣用として固定している場合に限り、欧文を付した。

〔例〕 **アクセプタンス・レート** acceptance rate
欧州決済同盟 EPU; European Payments Union

7 **付表について** 各国通貨表およびわが国の銀行が発表する為替相場表を収録した。

新貿易為替辭典

あ

RCD Regional Co-operation for Development

1964年7月、地理的に接近するだけでなく、経済、文化、宗教等の各分野で密接な関係にあったイラン、パキスタン、トルコの3国間で結成された経済的・文化的協力機構である。

IEA International Energy Agency

国際エネルギー機関。1974年11月15日にOECD理事会の決定に基づき、その枠内に設立された超国家的機構。1974年2月、ニクソン・アメリカ大統領の提唱により、OPECの石油政策に対抗するため、13の先進石油消費国がワシントンでエネルギー会議を開催し、エネルギー調整グループ(ECG)を設立した。IEAは、このECGが策定した国際エネルギー計画(IEP)の実施機関として、1974年11月から10年間の予定で設立されたもの。

その目的と任務は、(1)石油の共通緊急備蓄と相互融通。(2)石油の節約と代替エネルギーの開発。(3)国際石油市場に関する情報制度、国際石油会社との協議制度の確立。(4)産油国、途上国を含む消費国との協力関係の強化、である。

最高機関としては理事会と運営委員会が設置され、理事会のもとに、(1)石

油緊急融通、(2)長期協力、(3)石油市場、(4)対産油国、その他消費国関係、(5)エネルギー研究開発、の5委員会をもつ。決議や勧告の採択に当っては、参加国の平等に有する投票権のほか、石油の消費実績に応じた石油投票権という加重投票権制をとっている。加盟国はOECD諸国を中心とする19カ国(1976年現在。フランス、オーストラリアは不参加)。

IMF 14条国

IMF加盟国のうち、同協定第14条によって、例外的に、加盟国となった日に実施されていた経常的国际取引のための支払いおよび資金移動に対する制限を存続することが許されている国のことをいう。IMF協定第8条は、加盟国の一般的義務として、経常的国际取引に対する統制を禁止しているが、これまでとられてきた諸制限を一挙に撤廃することが困難な国が存在するため、この原則に対する例外規定が設けられることになった。その結果協定第14条は、過渡期間中、各加盟国が基金に通告のうえ、過渡的に経常的取引に関する制限を継続し、かつ事情の変化に応じてこれを改訂することを許されることになっている。14条国は毎年1回

あいえ

IMF との間で諸制限の撤廃に関する協議が必要とされており、これを IMF コンサルテーションと称する。(→ IMF 8 条国, 国際通貨基金)

IMF 8 条国

IMF 協定の第 8 条第 2, 3, 4 項に規定され、その概要は、経常的支払に対する制限の回避(第 2 項)、差別的通貨措置の回避(第 3 項)、外国保有残高の交換可能性(第 4 項)、を受諾した国をいう。したがって、経常取引に関する為替管理を撤廃し、非居住者、居住者双方が保有する通貨の交換性を回復した国を 8 条国という。(→ IMF 14 条国, 国際通貨基金)

IMF 方式による国際収支発表形式

balance of international payments
(manual of IMF)

国際収支は一定期間における一国の輸出入、サービスの受払い、資金の貸借など対外取引を体系的に記録したものである。IMF の国際収支マニュアルによれば、対外取引とは居住者と非居住者との間の取引と定義され、居住者か否かの判別は国籍によるのではなく、個人または法人が国際収支表作成国の国内経済を構成する経済単位と考えられるか否かによって決定される。

国際収支は種々の経済取引から構成されているが、その取引記録は複式簿記の原理に基づいて記録される。したがって、すべての取引を合計した国際収支表の貸方と借方はバランスすることになる。このようにして作成された

表 1 国内発表形式の国際収支表

1. 経 常 収 支	△ 136
貿易収支	3,688
輸 出	36,264
輸 入	32,576
貿易外収支	△ 3,510
移 転 収 支	△ 314
2. 長期資本収支	△ 9,750
3. 短期資本収支	2,407
4. 誤 差 ・ 脱 漏	△ 2,595
5. 総 合 収 支	△ 10,074
6. 金 融 勘 定	△ 10,074
外貨準備増減	△ 6,119
そ の 他	△ 3,955

(1973年実績)

国際収支は表 2 のような形で IMF に提出されている。

しかし、表 2 の形式では常に貸借がバランスした形になっており、一国の国際収支が前期と比べ改善しているか否か判別しにくい。ため、通常は IMF の原表の項目を組みかえて、(1)経常収支、(2)基礎収支、(3)総合収支など国際収支の部分的バランスの状況を示したものが発表される。たとえば、毎月日銀から発表される国内発表形式の国際収支表は表 1 のとおりである。

表 1 の各項目の概要を示すと次のとおりである。

輸出、輸入：いずれも通関時の FOB 建。

貿易外収支：運輸、保険、旅行、投資収益などのサービス取引。

移転収支：賠償、贈与など、対価を伴わない国際取引の対応勘定。

表 2 原 表

第 1 部 物資およびサービスと移転収支		受 取 (貸方)	支 払 (借方)
物資およびサービス		44,757	44,579
1 商	品	36,264	32,576
2 非 貨 幣 用 金		49	—
3 貨 物 運 賃 お よ び 保 険		2,018	2,265
4 そ の 他 運 輸		1,504	3,028
5 旅	行	209	1,252
6 投 資 収 益		2,655	2,165
7 政 府 取 引		765	73
8 その他のサービス		1,342	3,220
移 転 収 入		149	463
9 民	間	139	243
10 政	府	10	220
第 2 部 資本および貨幣用金の移動		資産純増 (借方)	負債純増 (貸方)
資本および貨幣用金		3,874	6,560
11 民 間 長 期		4,025	(Δ) 1,023
12 民 間 短 期		387	2,689
13 地 方 政 府		—	—
14 中 央 政 府		723	(Δ) 257
15 中 央 通 貨 機 関		(Δ) 5,709	59
16 そ の 他 通 貨 機 関		4,448	5,092
第 3 部 第 1 部と第 2 部の総合		貸 方	借 方
17 物資およびサービス		178	—
18 移 転 収 支		—	314
19 対外資産および貨幣用金		—	3,874
20 対 外 負 債		6,560	—
21 S D R 配 分 額		45	—
22 純 取 引 額 合 計		6,783	4,188
23 純 誤 差 お よ び 脱 漏		—	2,595

あいえ

長期資本収支：直接投資、延払い信用、外債発行など民間、政府を含めた1年をこえる資本(長期資本)の取引。

短期資本収支：シッパーズ・ユーザンスなど個人ならびに民間企業(金融機関を除く)の短期資本取引。

金融勘定：総合収支に反映された諸取引がいかにファイナンスされたかを示す項目で、総合収支尻と常に一致する。すなわち、公的部門としての政府、日銀と民間部門としての為替銀行のそれぞれの対外短期資産・負債の増減を計上する。したがって、為替銀行の出資や公的部門の円借款などは長期資本の項目に計上され、ここには計上されない。

外貨準備増減：外貨準備高の増減。

その他：輸出ユーザンス、自由円、ユーロ・달러など為替銀行部門の対外短期資産負債ポジションの変化が主体である。

IMF ポジション IMF positions (reserve positions in the Fund)

IMF加盟国がIMFから無条件に引出すことができる資産をいい、金、外国為替(外貨)およびSDRとともに一国の対外準備を構成する。

IMF加盟国は一時的な国際収支の危機に陥った場合、自国通貨と引換えにIMFから他国通貨を買入れる形で引出しをおこなうことができる。この場合、基金の保有する当該加盟国の通貨が割当額の100%をこえることとならないもの(加盟国の割当額の拠出は、原則として75%相当分が自国通貨でお

こなわれる)をリザーブ・トランシュ(第2次協定改正前のゴールド・トランシュに相当)とよび、原則として自動的かつ無条件に引出しをおこなうことができる。ただしその算定に当たっては、輸出変動補償融資制度および緩衝在庫融資制度に基づくものを除くとともに、基金が将来85%の多数決によって除外することを決定したものは除かれる。

II. import license

輸入承認証のこと。わが国の現行輸入貿易管理においては、有為替輸入については、外国為替公認銀行の輸入承認、無為替輸入については、通商産業大臣の輸入承認を必要としている。貨物を輸入しようとする者は、前者の場合は、輸入貿易管理規則別表第1に定める輸入承認申請書(様式T2010)、後者の場合は、同じく別表第2に定める申請書(様式T2020)を、外国為替公認銀行または通商産業大臣に提出しなければならない。外国為替公認銀行または通商産業大臣が、その輸入を承認した場合は、当該申請書にその旨記入、責任者署名のうえ、その1枚を輸入承認証として、申請者に交付する。ただし、無為替輸入のうち、その承認権限が税関長に委任されているものについては、税関長が上記と同様の手続きで、輸入承認証を発行する。

なお委託加工貿易の契約締結について通商産業大臣の許可を受けた者が、その許可に基づいておこなう輸入が、無為替輸入に該当するときは、無為替

輸入の承認は受けたものとみなされるので、当該契約許可書自体が無為替輸入の承認書となる。(→輸入承認)

ITC the United States International Trade Commission

アメリカ国際通商委員会のこと。アメリカは1930年関税法によって貿易に関連した諸事実の解明を主たる任務とするアメリカ関税委員会 (the United States Tariff Commission) を設置したが、1974年通商法により同委員会はアメリカ国際通商委員会に改組された。

アメリカ国際通商委員会は、上院の承認をえて大統領が任命する6名の委員によって構成され、輸入救済申請者の要請、大統領または通商交渉特別代表の要請、下院歳入委員会または上院財政委員会の決議、または国際通商委員会自らの発意により、「ある産品が、それと同種の産品または直接競合する産品を生産する国内産業に対する重大な被害またはその恐れの実質的原因となるほどの規模で輸入されているか否か」を調査のうえ、当該要請等のなされた日付から6カ月以内に事実の認定をおこない、大統領に報告する任務を負う。また、アメリカ国際通商委員会が「重大な被害またはその恐れ」がある旨の決定をおこなった場合、同委員会は被害を防止ないし回復するために必要と認められる関税引上率、その他の輸入制限措置を大統領に報告する義務を負っている。

アウトライイト取引 outright transac-

tion

アウトライイトとは outright ahead date の略で将来の特定日もしくは確定日 (a fixed date) をさし、アウトライイト取引とは、確定日 (通常順月確定日であるが、特別期日 broken date の場合もある) 渡しの先物為替の売買をいうが、しばしばスワップ取引に對することばとしても用いられる。わが国では、「先物実需の原則」が厳しいため、先物相場は、かつては暦月 option ベースで建てられていたが、1973年9月1日より順月確定日渡しの実数値のアウトライイト相場で表示されている。しかし欧米では「カバー取引」より「資金取引」が中心であるため、直物相場との値開き (spread) ——スワップ・プロフィットまたはスワップ・ロス——で表示される。

アクセプタンス・クレジット acceptance credit

信用状に基づいて振出される手形が期限付為替手形である場合、この信用状を acceptance credit または usance L/C という。

この信用状により、受益者は期限付手形を振出し、発行銀行またはその取引銀行から手形の買取りを受けて、ただちに代金を回収でき、買主は、手形の満期までは手形の支払資金を発行銀行に払込むことを要しないから、売主買主双方にとり有利である。

一方、手形の買取銀行は、満期まで支払いを受けられず、資金負担が生ずるが、割引市場で、この手形の再割引

あ く せ

を受けることができれば、資金の調達が可能となる。そのためには、再割引銀行が安心して割引に応じうる手形であることが必要であり、手形の引受人が、国際金融の中心地の一流銀行であることが要請される。この引受地により、ロンドン・アクセプタンス、あるいはニューヨーク・アクセプタンスといわれている。(→ロンドン・アクセプタンス・クレジット)

アクセプタンス方式

輸入ユーザンス方式の一つ。海外の輸出業者は、ユーザンス信用状に基づいて振出した期限付手形に船積書類を添えて輸出地の為替銀行に買取を依頼し、輸出代金を受取る。この手形は、名宛人たるロンドンまたはニューヨークの銀行により引受けられ、手形期日に引受銀行は信用状発行銀行から決済を受ける。このように発行銀行が輸入業者に対し輸入貨物代金の支払猶予を一定期間(支払猶予期間=ユーザンス期間)許容し、同じ期日に代金を取立てる方式をいう。

アクセプタンス・レート acceptance rate

一覽払輸入手形決済相場のことをいう。わが国では、戦前の輸入手形は、利付手形であったことが多く、輸入業者は手形が到着すると、銀行へ出向いてその手形を引受け、その際に、通例輸入予約を締結した。このレートが acceptance rate (accepting rate) で、due date が確定しているため、電信

売相場が適用された。戦後のわが国の相場体制では acceptance rate と電信売相場との間に開きが設けられているが、これは海外コルレス先が、わが国向け一覽払為替手形を買取ると、ただちに為替銀行の勘定を引落すので、為替銀行としては輸入業者に外貨資金の立替えがおこるからである。(mail days interest)

アクチュアル・ポジション actual position

為替持高は、計算方限の相違により、次の三つに分けることができる。(1) overall position, (2) actual position, (3) cash position.

overall position というのは、直物売買および先物売買を総合した持高で、為替銀行が為替リスクを回避するためには、この持高を常にスクウェアに保つことが必要である。actual position とは、overall position から、先物売買の分を除外した持高である。換言すれば、現実に為替がおきて、受渡しのすんだ cash position と現金化していない買為替、または外貨債権債務の差引為替持高であり、銀行会計的にいうならば、現実に伝票がおきた為替の持高である。この actual position から、為替売買はすでにおこったが、まだ外国で外貨現金の受払いが生じていないものを差引いた残りが、cash position である。(→為替持高)

揚地売買

約定品の荷揚げをする場所を契約の

履行地(約定品の受渡し場所)とする売買方式。積地売買に対することば。荷揚地までの諸掛りを売主が負担するかどうかは、契約の履行地を決定することとは別問題で、C I Fは積地売買である。揚地売買とは着船渡し条件(ex ship)や埠頭渡し条件(ex quay, ex dock)などをさす。(→積地売買)

揚地変更料

船荷証券に記載された仕向地以外の港に貨物を陸揚げした場合、船会社の徴する料金である。重量1単位につき定められた料率と、荷繰りに要した費用のいずれか高額のほうを課される。

アジア・アフリカ諸国民会議 Conference of Afro-Asian Peoples

1955年4月インドのよびかけにより、ニュー・デリーでアジア諸国民会議が開かれたが、1957年12月から58年1月にかけて催された第1回アジア・アフリカ諸国民会議(カイロ会議)に発展した。会議の目的は、アジア・アフリカ諸国民の団結にあり、2年に1回開催することを決定し、1958年3月以来、カイロに事務局が常設されている。AA会議が政府代表の集まりであるのに対し、諸国民会議は民間人の集まりであり、アジア・アフリカ経済会議とよばれることもある。その後第2回大会は1960年4月にギニアのコナクリ、第3回大会は1963年2月にタンザニアのモシ、第4回大会は1965年5月にガーナのウィネバでそれぞれ開催された。しかし1967年に予定されていた北京大会は内

外の情勢が急変したため、日の目をみず、会議自体が解消された形となっている。

アジア開発銀行 ADB; Asian Development Bank

1965年3月、第21回エカプエ総会で設立が決議され、同年11月の地域経済協力閣僚会議(マニラ)で本店所在地がマニラに決定されるとともに設立協定が正式に採択され、1966年8月22日に発効した。ついで、同年11月東京で設立総会が開かれ、12月19日開業した。

その目的はアジアおよび極東地域における経済成長および経済協力を助長し、同地域内の発展途上にある加盟国の共同的または個別的経済開発の促進に寄与することにある。その業務は、(1)地域内における開発投資の促進、(2)域内開発のための投資、(3)域内開発に関する政策および計画の調整、(4)技術援助の供与、(5)国際諸機関との協力、である。加盟国は1976年4月現在、域内28カ国、域外14カ国、計42カ国である。授権資本は1976年3月末現在37億ドルで(1976年11月授権資本は87億ドルに増資されることが決定され、必要応募額に達すれば発効する)、うち32億ドルが応募資本である。このうち67%は払込資本であり、33%は請求払資本である。同銀行の機構は総務会、理事会、総裁、副総裁およびその他必要な役員、職員により構成される。

1976年12月末現在、通常資本融資171件、2,465百万ドル、特別基金融資117件、895百万ドルに達している。この他

あじあ

技術援助は198件 28.1 百万ドルである。なお、最近の特色としては、アジア開銀と他の国際機関、国家あるいは民間商業銀行等との協調融資が活発化していることである。

域内加盟国：アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ビルマ、カンボジア、台湾、フィジー・ギルバート諸島、ホンコン、インド、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パプア、ニューギニア、フィリピン、シンガポール、ソロモン諸島、ベトナム、スリランカ、タイ、トンガ、西サモア、クック諸島。

域外加盟国：オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ。

アジア経済協力機構 OAEC; Organization for Asian Economic Cooperation

1960年末から旧エカフェが検討してきた域内各国の地域総合計画。旧エカフェ域内22カ国の参加を前提とし、次のことが目的とされていた。(1)加盟国は域内貿易を増進し、相互に輸入制限を縮小するよう努力する、(2)域内低開発国の開発計画を共同で援助する、(3)域内各国の運輸・通信設備の開発を促進する、(4)農・鉱産物の域内貿易を拡大する。本機構は1962年のエカフェ第18回総会において、旧エカフェ事務総長の要請により設立された「地域協力

に関する専門家グループ」(3人委員会)により提案されたが、当時各国は、地域協力および経済統合の必要性を是認しながらも、各国経済の特殊事情にかんがみて、同機構の設立は時期尚早であるとし、この提案を見送った。その後、1963年のエカフェ第19回総会において、専門家グループ(7人委員会)により再度同機構設立の提案がなされたが、この時も構想実現に消極的な国が多く、棚上げの形となったまま今日に至っている。

アジア決済同盟 ACU; Asian Clearing Union

1974年12月9日に南西アジア6カ国(イラン、パキスタン、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ)により結成された多角的貿易決済機構。本部はテヘランにおかれている。アジア決済同盟は、(1)域内貿易の拡大、(2)加盟国の外貨の節約、(3)域内通貨の使用促進と加盟国間の金融協力の推進、を目的としており、決済方法としては加盟各国中央銀行がイラン中央銀行に設置される Clearing House とよばれる中央機関に自国勘定を開設し、それを通じて加盟国間の輸出入債権、債務を1カ月ごとに多角的に決済するものである。また決済の際、計算単位を統一し、通貨切下げなどによる為替リスクを回避するため、アジア通貨単位 AMU (Asian Monetary Unit……SDR と等価)が創設された。

なお、アジア決済同盟はインドーネパール貿易、およびパキスタンーイラ

ン貿易の決済を除いて、1975年11月1日に運営を開始した。

アジアスタブル・ペッグ (調整可能釘付け相場) adjustable peg

第2次改正前のIMF協定で、加盟各国はIMFに対し、共通尺度である金もしくは特定の金価値を有する米ドル表示で自国通貨の平価 (par value) を設定し、それぞれの通貨の為替相場 (直物) を、この平価から算出される為替平価 (parity) の上下1%以内に安定させることを義務づけられていたが、基礎的不均衡が存在する場合には、IMFの承認をえて (最初に設定されたいわゆる、第1次平価の10%までは拒否されることはない) 平価を変更することができる建前になっていた。こうした当初のIMF体制下における為替相場制度をアジアスタブル・ペッグ (調整可能釘付け相場) とよぶ。

もともとこの制度は、両大戦間における経験に基づいて、固定相場と変動相場の利点を折衷し、為替相場の「短期的安定」と「長期的屈伸」を意図してつくられたものであるが、実際には平価の変更をいつ、どの程度におこなうべきかの判定が困難だけでなく、変更が一度にかつ大幅におこなわれるため、その国の経済に与える影響が大きく、政治的な配慮から調整がとかく敬遠される傾向があった。このため為替投機が活発化し、最終的には投機の圧力によって平価の変更が強制されるという不合理な事態を招きがちであった。アジアスタブル・ペッグの欠陥を除去

し、為替相場の変更をより弾力的なものにするため、クローリング・ペッグ、ワイダー・バンドなど、さまざまな提案がなされた。(→国際通貨基金、基礎的不均衡、クローリング・ペッグ、ワイダー・バンド)

アジア・달러 Asian Dollar

アジア・달러は広義にはアジア地域にある米ドル預金のことをさすが、一般にはシンガポールのアジア・달러取扱認可金融機関に預託された非居住者の外貨預金をさす。認可銀行におけるアジア・달러預金はシンガポール・ドル建の勘定と分離された特別勘定 (Asian Currency Unit, ACU) に記帳される。ACU取引可能通貨は米ドルを含む14通貨である。アジア・달러の資金源はアジア諸国中央銀行の外貨準備、外国籍企業の運転資金、華僑資金、銀行間預金からなり、運用先は公表されていないが、インドネシアが圧倒的に多く、ホンコン、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシアなどがこれに次ぐ。金利はユーロ・달러金利にほぼ連動している。1968年に発足した当初の規模は31百万ドルであったが、1976年10月末現在では150億ドルに達し、取扱認可銀行は1976年8月末現在68行。

アジオ agio

2国間の法定平価と為替相場との開き、あるいは同一国内における金紙の開き (金属貨幣と紙幣との相場の開き)、またはそこにつけられたプレミアム、

あてら

ディスカウントを意味する。

具現するために、投資会社の実現となったものである。

アデラ投資会社 ADELA Investment Company S. A.

1964年9月、ルクセンブルグ法に基づいて設立され、本店をルクセンブルグ、支店をチューリッヒに、現地事務所をリマに設置している。目的は、ラテン・アメリカ諸国の経済開発にとって意義ありと認められる工業・商業・金融業関係の既存会社の拡張、多様化、あるいは新規事業が必要とする資金を株式投資の形で供給することをおもな内容としているが、同時に、投資対象プロジェクトに現地資本、政府・民間金融機関、ADELA投資会社の株主、国際機関などの参加を勧奨して、ラテン・アメリカの民間企業への投資促進をはかることとしている。

民間株式会社としての性格上、投資対象の収益性を配慮し、あわせて投下資本の安全性と資本価値騰貴に充分留意することになっている。1976年末現在授權資本金は100百万ドル、うち払込資本金61.8百万ドル、借入金総額337.1百万ドル、総投融資残高419.1百万ドルとなっている。出資者としてはアメリカ、西欧諸国の主要金融機関、製造会社をはじめ、わが国からは9銀行、4製造会社が参加している。

(註) ADELA とは、1962年秋の NATO 議員総会において結成が決議され、1963年4月に実現した「大西洋共同体ラテン・アメリカ開発グループ」(Atlantic Community Development Group for Latin America)を略化して正式名称としたもので、同グループが目的としていたラテン・アメリカにおける民間部門への資本、技術の導入を

アプス構想

同一公社債銘柄の、ヨーロッパ各地市場における同時起債方式をさす。当時のドイチェバンク 総裁 アプス (Hermann J. Abs) が、1963年10月14日ミュンヘンで開催された銀行大会において、「ヨーロッパ銀行間の国際協力」と題し、おこなった講演のなかで明らかにされた構想。

ヨーロッパの個々の市場の消化力の限界を引上げ、アメリカ資本市場とほぼ同規模の外債起債市場とするため、特定公社債の発行のために、国際的な引受銀行団を結成し、起債総額を決定したうちは、これを同一利率、同一期間、ただし、異なる売価で、それぞれの国の通貨で、各国別に分割して発行しようとする構想である。売価を操作することは、それにより各国の異なった金利水準の調整を可能ならしめるためである。ユニット・オブ・アカウント方式よりも、簡単であるだけに、より現実的とみられていたが、最終的には、個々の国における外債の発行に対する規制、政策が改善されない限り、本方式が一般化することは困難であり、十分な成果をあげえなかった。1964年に、スイスで発行された日本政府債の目論見書は、さらに同年中に西ドイツにおいても、ドイツ・マルク債として起債する意図のあることを言及していたが、これはアプス構想に基づく一つの試みとみられていた。

アフリカ開発銀行 ADB; African Development Bank

1963年7月のアフリカ諸国蔵相会議において調印され、1964年の9月に発効したアフリカ開発銀行設立協定に基づく。その目的は「加盟国の経済・社会開発を、個々に、また集团的に促進すること」にある。このため加盟国の各種開発、プロジェクト、農業、電力、輸送などの基礎部門、および工業に対する直接借款、株式投資、保証、再貸付のための開発金融機関に対する包括借款をおもな業務内容とし、ほかに技術援助、加盟国政府に対する財政援助をも考慮している。

現加盟国は47カ国で、資格をアフリカ諸国に限定、各国の出資負担額は、国民所得、1人当たり所得、輸出額、税收等を総合した経済力を基準とする。授權資本は482.5百万ドル、払込資本は234.3百万ドル。資本金のほか、債券の発行、加盟国からの借入金、既往融資の返済金をあてると同時に、アフリカ域外諸国からの借入金、贈与などを特別資金として利用することとなっている。なお、ADB加盟はアフリカ諸国に限られているため、域外先進国も参加する融資機関としてアフリカ開発基金(ADF)が1972年に設立された。ADB総裁がADF総裁を兼務する。

荒 荷 rough cargo

未加工原料品や粉末が飛散したり、液体が滲出したりする荷物、その他不潔な感じのする運送貨物をいう。取扱上特別の注意が必要とされるため、割

増運賃をとられるほか、危険負担が問題になる。

アラブ通貨基金 Arab Monetary Fund

1975年11月、IMFの中東版を目標としてサウジ・アラビア、クウェート、イラク、UAE、モロッコ、チュニジア、レバノンなど中東18カ国で設立され、機構的には加盟18カ国の中央銀行の連合体となっている。資本金は加盟各国の出資からなり、総額700百万SDRである。その目的は中東経済に重大な影響をおよぼす通貨・金融問題を協調して処理することを第一義とするが、究極的にはこの地域における統一通貨の創設をめざしている。

アンザス ANZUS

アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド相互安全保障条約。1951年9月1日に上記3国の間で締結された反共軍事同盟で、アメリカを中心とした太平洋集団安全保障機構の一環をなすものである。同条約は無期限で、年1回3国の外相が構成する理事会が開かれる。

安全港 safe port

船舶が(積載貨物があればそれも同時に)地理的、政治的危険なく、安全に入港しうる港をいう。用船契約において、港を指定する場合に問題となる。その安全性は、入港当時において実際問題として保たれていることが必要である。